

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年9月17日
千葉市病院事業管理者
寺井 勝

1 業務概要

- (1) 業務名 千葉市立新病院整備実施設計 CM 業務委託
- (2) 業務内容 千葉市立新病院整備実施設計に係るコンストラクション・マネジメント業務
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から工事契約締結（令和5年3月末を想定）まで

2 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）から本業務委託の一部の再委託を受けようとする者（以下、「協力会社」という。）は、本プロポーザルの応募者や他の応募者の協力会社になることはできません。
- (2) 本業務委託の受注者となった者及びその協力会社、並びにこれらいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者^{※1}は、別途、発注予定の新病院整備事業に係る実施設計業務及び実施設計技術協力業務の応募者に加わることはできません。
- (3) 各種の手続きにおいて、電子メールにより資料を提出する場合には、必ず担当部局に受信確認をしてください。

※1 「資本面において関連がある」とは、代表者本人又は当該事業者が、他の事業者へ総資本額の50%以上を出資し、又は出資を受けている事をいい、「人事面において関連がある」とは、代表者又は役員が、他の事業者の代表者又は役員を兼ねている事及び代表者と他の事業者の代表者が、配偶者、直系血族（父母、祖父母、子、孫）、兄弟姉妹である事をいう。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業、共同企業体、共同事業体（以下、「共同企業体等」という。）とし、それぞれ次に掲げる要件すべてを満たしている必要があります。なお、いずれにおいても協力会社を使用することは可能です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、キ、ク及びケについては、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の参加表明書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び

- 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成29年5月23日施行）に基づく指名停止措置等を技術提案書の提出日から契約の締結日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- コ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

- (2) 令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 平成28年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している公的主体^{※1}が発注する一般病床250床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下「病院」という。）の新築（建替えを含む。）の実施設計業務に係るコンストラクション・マネジメント業務を履行した実績（共同企業体等での実績の場合は代表者であった場合のものに限る。）を有すること。

※別途、平成28年度以降に委託期間を含み参加表明書提出日までに完了している「公的主体が発注する建築物の新築（建替えを含む）の実施設計業務に係るコンストラクション・マネジメント業務を履行した実績」を有することが確認できる場合は、「一般病床250床以上の病院の新築（建替えを含む）の実施設計業務に係るコンストラクション・マネジメント業務を履行した実績」を「公的主体が発注する一般病床250床以上の病院の新築（建替えを含む）の実施設計業務に係るコンストラクション・マネジメント業務を履行した実績」と取扱います。

- (4) 共同企業体等にあつては、次の要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が（1）及び（2）の要件を満たしていること。
- イ 共同企業体等に関する協定書を締結していること。
- ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- エ 代表構成員が（3）の実績を有すること。

- (5) 主任技術者等の資格及び実績要件

本委託業務の遂行にあつては、次に示す資格及び実績を有する主任技術者等を適切に配置した業務実施体制を構築すること。（技術者は受注者に所属する者に限る。以下の担当を1名で複数兼務することは認めない。）

- ア 主任技術者（業務の技術上の管理を行う者）

CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー）及び一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似の業務に携わった実績があること。

- イ CM業務を担当する各分野の担当技術者

- (ア) 全体統括

CCMJ 又は一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似の業務に携わった実績があること。

- (イ) 建築（建築計画）

CCMJ 又は一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似の業務（設計に係るものに限る）に携わった実績があること。

- (ウ) 建築（構造）

CCMJ、一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似

の業務（設計に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(エ) 電気設備

CCMJ、一級建築士、設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（電気設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(オ) 機械設備（給排水衛生・空調換気・昇降機）

CCMJ、一級建築士、設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（機械設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(カ) 建築コスト管理

CCMJ、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（建築コスト管理に係るものに限る。）に携わった実績があること。

- ※1 公的主体：公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に記載される「国、特殊法人等又は地方公共団体」、「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」。

4 技術提案書提出者の評価基準

(1) 技術提案書提出者の評価基準

評価項目		評価の着目点	配点	
評価基準	応募者の実力 (10点)	応募者の同種・類似業務の実績	10	
	担当チームの能力 (20点)	主任技術者（管理技術者）の同種・類似業務実績	20	
		主任担当技術者の同種・類似業務実績		
	担当チームの対応 (70点)	業務実施体制及び実施方針		5
		業務の工程計画		5
		業務に対する課題	課題（1）	10
			課題（2）	15
			課題（3）	20
			課題（4）	10
	プレゼンテーション・ヒアリング		5	
合計			100	

※「主任技術者（管理技術者）」とは、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※「主任担当技術者」とは、主任技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 事業者選定

(1) 選定委員会

技術提案の特定にかかわる審査は、下記の選定委員会で行う。

ア 委員会名 千葉市立新病院整備実施設計 CM 事業者選定委員会

イ 委員長 病院局次長

ウ 委員 病院局：経営企画課長、経営企画課病院整備室長
都市局：建築部長、営繕課長、建築設備課長

(2) 優先交渉権者・次点者の決定方法

ア 委員の評価点の合計が最も高い提案者に優先交渉権を与え、その次に評価点が高い提案者を次点者とする。

イ 委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、以下の順に優先交渉権者を決定する。

(1) 「担当チームの対応」の評価点の合計が高い提案者

(2) 業務に対する課題の評価点の合計が高い提案者

(3) (1) 及び (2) においても決定しない場合は、委員会の議による。

ウ 次点者となる提案者が複数あった場合は、上記イを準用して決定する。

6 手続等

- (1) 本プロポーザルに係る書類の提出等のスケジュール
下表のとおり実施する。

No.	書類等	期限・期間 (いずれも令和3年)		提出・ダウンロード・ 通知等
		自	至	
1	プロポーザル手続開始の公表及び 公表に伴う書式のダウンロード	9月17日(金)	—	市ホームページ(病院局)からダウンロード
2	質問の受付	9月17日(金)	9月24日(金) 17:00	担当部局あてにメール
3	質問に係る回答の公開	9月28日(火)	—	市ホームページ(病院局)にて公開
4	参加表明の受付	—	10月8日(金) 17:00	担当部局あてにメール
5	技術提案提出要請	10月12日(火) (予定)	—	要請者あてに通知
6	<u>参考資料(基本設計 図書等)の提供</u>	10月12日(火) (予定)以降	10月29日(金)	希望者は担当部局あてにメール
7	技術提案の提出	—	10月29日(金) 17:00	担当部局あてに郵送
8	ヒアリングの実施	11月中旬頃		該当者あてに通知
9	特定者への通知	ヒアリングの 翌開庁日以降	—	特定者あてに通知
10	非特定通知	速やかに		非特定者あてに通知
11	審査結果の公表			市ホームページ(病院局)にて公開

- (2) 担当部局提出・照会先

住 所 〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号
(千葉中央コミュニティセンター)

担 当 部 局 千葉市病院局経営企画課病院整備室整備班

電 話 番 号 043(245)5741

F A X 043(245)5257

E-mail kikaku.HO@city.chiba.lg.jp

- (3) 質問書についての補足

ア 口頭による質問は不可とする。

イ 質問は、文書(様式指定)をメールに添付の上、送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

- (4) 参加表明書及び技術提案書作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり。

問い合わせ先は上記(2)に同じ。

(5) 参加表明書の提出

(1) に記載の期間内に様式に記載の上、(2) まで電子メールにより提出すること。
(電子メール送付の後電話連絡をすること)。

(6) 技術提案書の提出

(1) に記載の期間内に、紙(正本：押印したもの)及び電子データ(Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式又は PDF 形式)を記録した CD-ROM (又は DVD-ROM) にて各 1 部作成し、(2) まで郵送又は持参とします。郵送する際には、封筒表面に「千葉市立新病院整備実施設計 CM 業務委託 技術提案書 在中」と朱書きし、簡易書留の扱いとすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。

紙の技術提案書については、副本として 10 部作成し、正本・副本ともに容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。

(7) プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、技術提案書が提出された後、提出者宛てに通知する。

7 契約方法

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

イ 上記アの交渉が不成立の場合には、市は順次次点以下の応募者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

8 契約条件等

(1) 支払条件

完了払い

(2) 契約書

契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。

(3) 契約保証金

要する。ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は免除とする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 委託料

38,000,000 円を限度額とする(消費税及び地方消費税相当額込み)

9 その他

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件に該当すると判断された場合には、失格とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 参加表明書もしくは技術提案書に虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合

- キ 追加として提出されたもの及び修正として提出されたもの
- ク 提案が他の提出者と複数項目にわたり酷似しているもの
- ケ 提出者が委員会の委員に不当な働きかけを行った場合

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した者（協力を受ける他のコンサルタント等を含む。）が建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業の企業は、本件業務に係る実施設計技術支援業務及び当該工事を請負うことができないことがある。

(3) 非選定及び非特定理由の説明

技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、技術提案を特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(4) その他

- ア 参加表明書、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用の支払いはない。
- イ 技術提案書の内容から提出者名が判別できる表現を使用しないこと。
- ウ 参加表明書及び技術提案書の提出後の差替え及び再提出は、発注者から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、できない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更できない。
- エ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- オ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案の提出者の選定及び技術提案の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

10 担当部局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧

(1) 担当部局

住 所 〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号
担 当 部 局 千葉市病院局経営企画課病院整備室整備班
電 話 番 号 043(245)5741
F A X 043(245)5257
E-m a i l kikaku.H0@city.chiba.lg.jp
ホームページ <https://www.city.chiba.jp/byoin/index.html>

(2) 資料等入手（ダウンロード）先

ホームページ（千葉市病院局）
URL：<https://www.city.chiba.jp/byoin/index.html>

(3) 提出先

千葉市病院局経営企画課病院整備室整備班
E-m a i l kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

(4) 書類等の授受について

- ア 担当部局の受信の都合上、ファイルは5MBを限度として作成し、これを超えるときは分割して送信すること。
- イ 担当部局からの発信は、Eメールによる送信及びホームページからのダウンロードを併用する。
- ウ 送信されたデータは事務局でプリントし、審査等に使用する。
- エ Eメール送信後は電話にてその着信を確認すること。(TEL 043-245-5741)
- オ データはPDF化して、提出すること。
- カ 要求された内容以外の資料については受理しない。

キ 技術提案のデータ名には、提出者を識別できるファイル名とし、データそのものは、識別できる内容は含まないこと。